

令和8年度 深川市監査計画

本計画は、深川市監査基準（令和元年監査委員訓令第2号）第13条の規定に基づき策定する。

1 基本方針

監査委員は、深川市の行財政運営について、健全性及び透明性の確保に寄与し、事務の管理及び執行等について法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、もって住民の福祉の増進と市政への信頼確保に資するため、深川市監査基準に基づいた監査を実施する。

2 実施方針

（1）監査、検査、審査（以下「監査等」という。）の方向性

- ① 監査等の観点は、合規性及び正確性はもとより、経済性、効率性及び有効性からも監査等を行い、適切な指導または助言を行う。
- ② リスク（組織目的の達成を阻害する要因）の内容及び程度から重点的に行う項目を検討し、効率的かつ効果的な監査等を実施する。
- ③ 監査等の実施は、定められた事務処理のルール等を遵守する体制となっているかなど、内部統制に留意して行う。
- ④ 監査等の実効性を確保するため、指摘事項等に対する対応状況の把握に努め、必要に応じ是正又は改善を求める。
- ⑤ 行政運営の透明性を高めるため、監査結果報告や審査意見は、適宜、全庁的に周知するとともに、市民に分かりやすい情報提供に努める。

（2）重点項目

- ① 違法若しくは不当な事項又は改善を要する事項であって、金額的影響度等の量的重要性や公務への信頼性等の質的重要性が高いもの。
- ② 上記以外の事項で、それが発現した場合に大きな経済的・社会的な不利益を生じさせることが考えられるもの。
- ③ 新規事業、予算が重点的に配分された事業、外部委託化された事業及び情報システム導入等により事務手順が大きく変更された事業。
- ④ 事務の適正な執行を確保するためのチェック体制を含めた基本的な事務処理のルールや手順。
- ⑤ その他、必要に応じて監査等の種類ごとに重点項目を定める。

3 年間計画

令和8年度は次のとおり監査等を実施する。

監査等は監査委員2人で実施し、事務局長以下職員2人が事務を補助する。

(1) 定期監査（地方自治法第 199 条第 4 項）

① 対象

令和 7 年度に実施した全課（所・局・室）の事務事業とする。

② 実施予定時期

年間を通して全課（所・局・室）の実施時期を割り振る。

(2) 財政援助団体等に対する監査（地方自治法第 199 条第 7 項）

① 対象

市が令和 7 年度予算で 10 万円以上の財政的援助を与え市で事務局を持つ補助金等交付団体、市が出資している団体及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行とする。

② 実施予定時期

補助金等交付団体の監査は、担当課の定期監査に併せて毎年実施する。

出資団体監査は、原則 3 年ごとに実施する。

指定管理者監査は、指定期間内（5 年）に 2 回実施する。指定期間が 5 年に満たない場合は、対応を検討する。

(3) 一般会計・特別会計歳入歳出決算審査（地方自治法第 233 条第 2 項）

① 対象

市長から審査に付された令和 7 年度一般会計・特別会計歳入歳出決算、証書類及び政令で定める書類とする。

② 実施予定時期

8 月までに実施する。

(4) 公営企業会計決算審査（地方公営企業法第 30 条第 2 項）

① 対象

市長から審査に付された令和 7 年度公営企業会計決算、証書類、当該年度の事業報告書及び政令で定めるその他の書類とする。

② 実施予定時期

8 月までに実施する。

(5) 基金運用状況審査（地方自治法第 241 条第 5 項）

① 対象

市長から審査に付された令和 7 年度の基金運用状況を示す書類とする。

② 実施予定時期

決算審査に併せて実施する。

（一般会計例月現金出納検査実施に併せて、毎月、運用状況を確認）

(6) 健全化判断比率及び資金不足比率の審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項、第22条第1項）

① 対象

市長から審査に付された令和7年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類とする。

② 実施予定時期

決算審査時に併せて実施する。

(7) 例月現金出納検査（地方自治法第235条の2第1項）

① 対象

一般会計・特別会計、公営企業会計

② 実施予定時期

1) 一般会計

介護保険特別会計・国民健康保険特別会計・後期高齢者医療特別会計
毎月10日から15日までの間

2) 水道事業会計・下水道事業会計・病院事業会計

毎月20日から25日までの間

(8) 行政監査（地方自治法第199条第2項）

① 対象

市の事務事業の処理方法その他行政運営全般について、監査委員が必要と認めるときに監査を行うものとする。なお、テーマを設定して行う場合については、社会的課題や定期監査の結果、全庁的・横断的事務の執行における監査等の必要性等を勘案して実施する。

② 実施予定時期

定期監査に併せて実施する。

(9) その他の監査

(1) から (8) までに掲げる監査等のほか、法令の規定に基づき請求若しくは要求があったとき又は監査委員が必要と認めるときは、法令に基づく監査を実施する。

4 実施計画

(1) 定期監査

ア 着眼点

深川市が執行する財務に関する事務及び経営する事業の管理並びにその他の事務の執行について、法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果

を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査する。

- 1) 予算執行は適正に行われているか。
 - 2) 各種契約は契約の競争性、公平性、透明性を確保しているか。
 - 3) 補助金等は規則等に基づき額の算定、交付方法等が適正に行われているか。
 - 4) 公金収納が財務規則に則り適正に処理されているか。
 - 5) 物品の出納保管は適正になされているか。
 - 6) 事業は効率的かつ計画的に執行されているか。
 - 7) 施設の維持管理は適正になされているか。
 - 8) 歳入調定の対象を的確に把握し、適正に調定と収納が行われているか。
 - 9) 事務処理のチェック体制は適正に行われているか。
 - 10) 前回の監査で指摘した事項が改善されているか。
- イ 実施スケジュール（予定）

月	対象課（所・局・室）
5	選挙管理委員会事務局、納内支所、多度志支所、農業委員会事務局、議会事務局、総務課、公平委員会
6	秘書課、健康・子ども課、会計課、複合施設整備推進室
7	上下水道課、学務課・小中学校、市立病院
8	税務財政課、社会福祉課、市民生活課
10	まち未来推進課、高齢者支援課、農政課
11	生涯学習スポーツ課、建築住宅課
1	商工労働観光課、都市建設課、

ウ 監査の講評

監査結果を決定する前に、監査委員が必要と認める場合、担当所管からの弁明・意見聴取の場として、監査委員による講評を行う。また、監査結果に基づき監査委員が措置を講じた場合、担当所管は措置状況を確認し、監査委員に改善状況等を報告する。

エ 監査の結果

監査結果は指摘事項及び意見を付して報告書にまとめ、2月中旬に市長、議会及び関係行政委員会に提出し、第1回市議会定例会に報告する。また、市ホームページに掲載し公表する。

(2) 財政援助団体等監査

① 補助金等交付団体

ア 着眼点

補助金等の財政的援助が交付目的に沿っているか、合規性、正確性、経済性、効率性、有効性はどうか等を監査する。

イ 実施スケジュール（予定）

団 体 名	担 当 課
深川市交通安全協会	総務課
深川市防犯協会	
深川市平和運動推進協議会	
北空知圏振興協議会	まち未来推進課
深川市地域公共交通活性化協議会	
深川市移住定住サポートセンター運営協議会	
深川市環境衛生協会	市民生活課
深川市民生児童委員連合協議会	社会福祉課
深川市認知症ケア研究会	高齢者支援課
深川市保健推進員会	健康・子ども課
ふかがわ地域資源活用会議	商工労働観光課
中心市街地活性化市民会議	
深川消費者協会	
深川市家畜伝染病自衛防疫組合	農政課
深川市を緑にする会	都市建設課
深川市学校保健会	学務課
深川市文化連盟	生涯学習スポーツ課
深川市子ども会育成連合会	
深川市青少年健全育成連絡協議会	
一已屯田会	
空知農業委員会連合会	農業委員会事務局

※対象団体は令和7年度に監査を実施した団体を記載

※この他に該当する団体等があれば対象とする。

※担当課の定期監査に併せて実施する。

ウ 監査の講評

定期監査の講評と同様とする。

エ 監査の結果

定期監査の結果と同様とする。また、監査対象団体へ報告書を送付する。

② 出資団体

ア 着眼点

団体の事業が出資目的に沿って適切に運営されているか、出資団体の財政状況が適正に決算諸表に表示されているか、関係帳票の記帳・整備、収支経理の執行は適正か等を監査する。

イ 実施スケジュール（予定）

対象団体を株式会社深川振興公社とし8月までに実施する。

ウ 監査の講評

定期監査の講評と同様とする。

エ 監査の結果

定期監査の結果と同様とする。また、監査対象団体へ報告書を送付する。

③ 公の施設の指定管理者

ア 着眼点

指定管理料が指定管理施設の管理・運営目的に沿って活用されているか
合規性、正確性、経済性、効率性、有効性はどうか等を監査する。

イ 実施スケジュール（予定）

月	指定管理施設	指定管理者	担当課
10	林業センター	北空知森林組合	農政課
	都市農村交流センター (アグリ工房まあぶ)	株式会社 深川振興公社	
11	多目的低温倉庫	きたそらち農業協同組合	生涯学習 スポーツ課
	温水プール (ア・エール)	株式会社 スコーレ	
1	いざないの里 (道の駅ライ スランドふかがわ)	株式会社 深川振興公社	商工労働 観光課
	労働福祉会館	特定非営利活動法人 深川高齢者事業団	

ウ 監査の講評

定期監査の講評と同様とする。

エ 監査の結果

定期監査の結果と同様とする。また、監査対象団体へ報告書を送付する。

(3) 決算審査

① 一般会計・特別会計歳入歳出決算審査

ア 着眼点

法令に適合し、かつ正確であるか審査する。

イ 実施スケジュール

8月までに実施する。

ウ 審査の結果（以下、「決算審査結果」という。）

審査結果は、意見を付して意見書にまとめ、8月中旬に市長に提出する。

（市長より、第3回市議会定例会に決算認定議案に添付し議会へ提出）また、市ホームページに掲載し公表する。

② 公営企業会計決算審査

ア 着眼点

法令に適合し、かつ正確であるか審査する。

イ 実施スケジュール

8月までに実施する。

ウ 審査の結果

「決算審査結果」と同様とする。

(4) 基金運用状況審査

ア 着眼点

その計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているか審査する。

イ 実施スケジュール

8月までに実施する。

（一般会計例月現金出納検査実施に併せて、毎月、運用状況を確認）

ウ 審査の結果

「決算審査結果」と同様とする。

(5) 健全化判断比率及び資金不足比率の審査

ア 着眼点

市長から審査に付された令和7年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に

適合し、かつ正確であるか審査する。

イ 実施スケジュール

8月までに実施する。

ウ 審査の結果

「決算審査結果」と同様とする。

(6) 例月現金出納検査

ア 着眼点

会計管理者又は企業管理者が管理する現金の出納事務について、正確に行われているか検査する。

イ 実施スケジュール（予定）

毎 月	会 計 名
10～15日	一般会計 介護保険特別会計、国民健康保険特別会計 後期高齢者医療特別会計
20～25日	水道事業会計、下水道事業会計、病院事業会計

ウ 検査の結果

検査結果は、報告書にまとめ市長及び議会に毎月提出し、直近の市議会定例会に報告する。

(7) 行政監査

ア 着眼点

監査委員が必要と認めるときは、事務処理方法その他行政運営全般について監査を行う。なお、テーマを設定して行う場合については、社会的課題や定期監査の結果、全庁的・横断的事務の執行における監査等の必要性等を勘案して実施する。

イ 実施スケジュール

定期監査に併せて実施する。

ウ 監査の結果

定期監査の結果と同様とする。

(8) その他の監査

(1) から (7) までに掲げる監査等のほか、法令の規定に基づき請求若しくは要求があったとき又は監査委員が必要と認めるときは、法令に基づく監査を実施する。